

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年7月19日
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	小室 絵美
【電話番号】	03-6203-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（愛称：ワールド・プロフェッショナルズ）

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。もしくは、「ワールド・プロフェッショナルズ」ということがあります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ワールドプロ」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### (5)【申込手数料】

3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

2021年7月20日から2022年1月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、発行価格に申込口数を乗じた金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。

## (10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社（前述の「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）に申込代金を支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( )	年2回  年4回  年6回(隔月)	日本  北米  欧州  アジア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	中南米  アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他( )	中近東(中東)  エマージング		

## 《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## ＜ファンドの特色＞

## ◆日本を除く世界先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。
- ・MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとし、長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ◆ラッセル・インベストメントが複数の優れた運用会社を厳選し、それらをバランスよく組み合わせるとともに、必要に応じて入替え等を行います。

### 運用のポイント<sup>(注)</sup>

投資者のみなさまは日本にいながらにして、世界の専門家たち「ワールド・プロフェッショナルズ」に資産の運用を託すことができます。



## ◆運用会社の構成

マザーファンドで採用している運用会社の構成は以下のとおりです(2021年7月19日現在)。  
運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。なお、運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。

## 《ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
成長型	フィエラ・キャピタル・インク(米国)〈投資助言〉 <sup>(注1)</sup>	14.5%
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)〈投資助言〉 <sup>(注1)</sup>	14.5%
割安型	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)〈投資助言〉 <sup>(注1)</sup>	17.0%
	ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(米国)〈投資助言〉 <sup>(注1)</sup>	17.0%
市場型	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)〈投資助言〉 <sup>(注1)</sup>	16.0%
ポートフォリオ特性補強型 <sup>(注2)</sup>	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	21.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替等の際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

## ＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

**成長型**：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式（成長株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**割安型**：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式（割安株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**市場型**：「成長型」や「割安型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

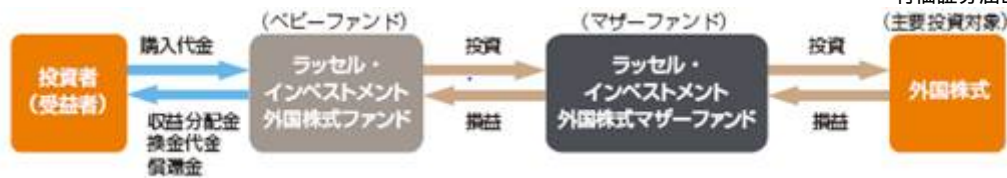
2016年6月13日 信託契約の締結、当ファンドの設定日、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】

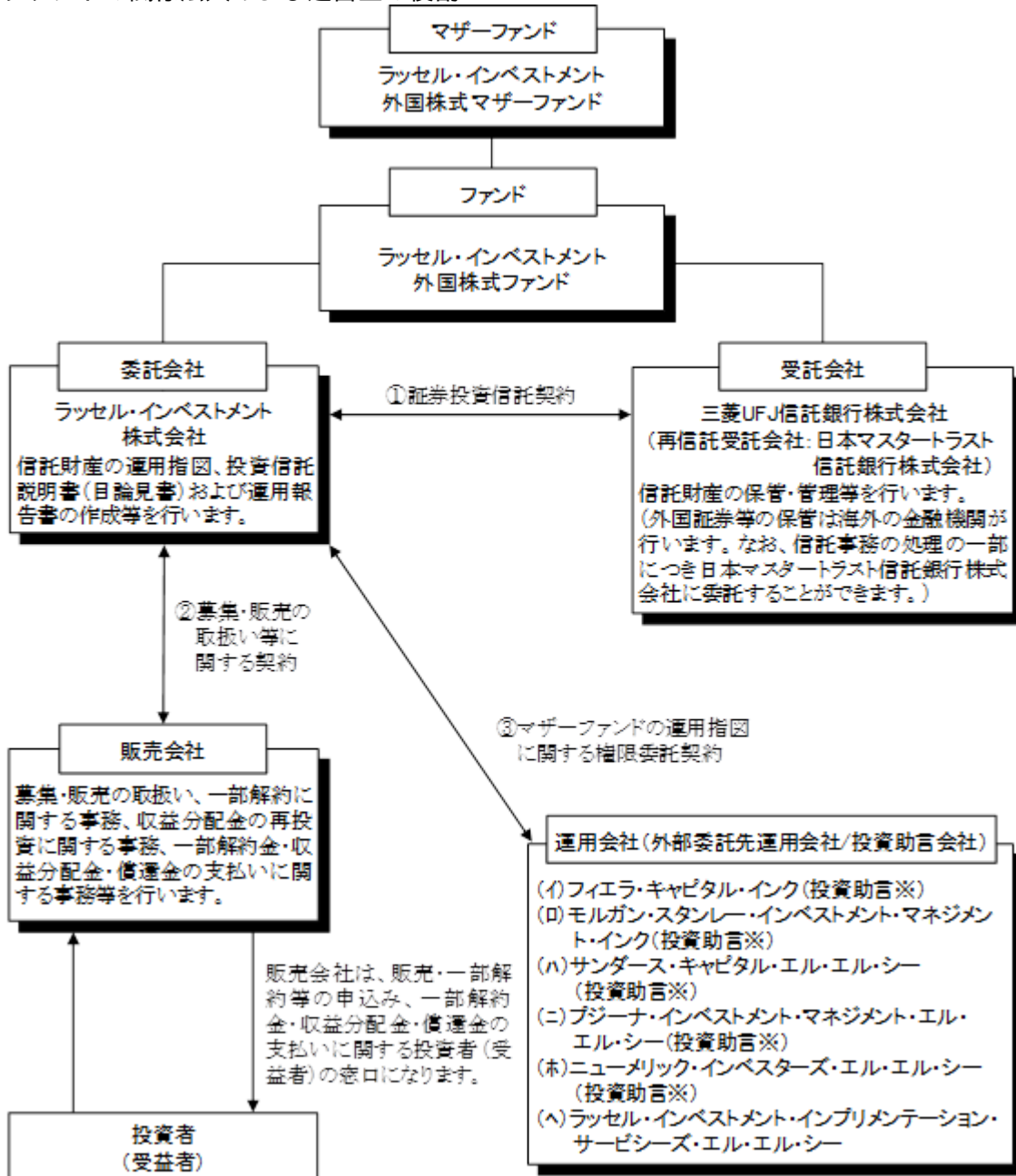
## ＜ファンドの仕組み＞

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### <ファンドの関係法人および運営上の役割>



各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

(注) 上図は、2021年7月19日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2021年7月19日現在のものと異なることがあります。

### <契約の概要>

#### 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

#### 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

#### マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約



委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

#### < 委託会社の概況 >

資本金の額 490百万円（2021年5月末現在）

##### 沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（2021年5月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 ブラス・カナダ	34,090株	100%

#### （参考）

##### ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

##### ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2021年3月末現在で約36兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用方法

##### (a)投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (b)投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
- MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。))第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株券」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

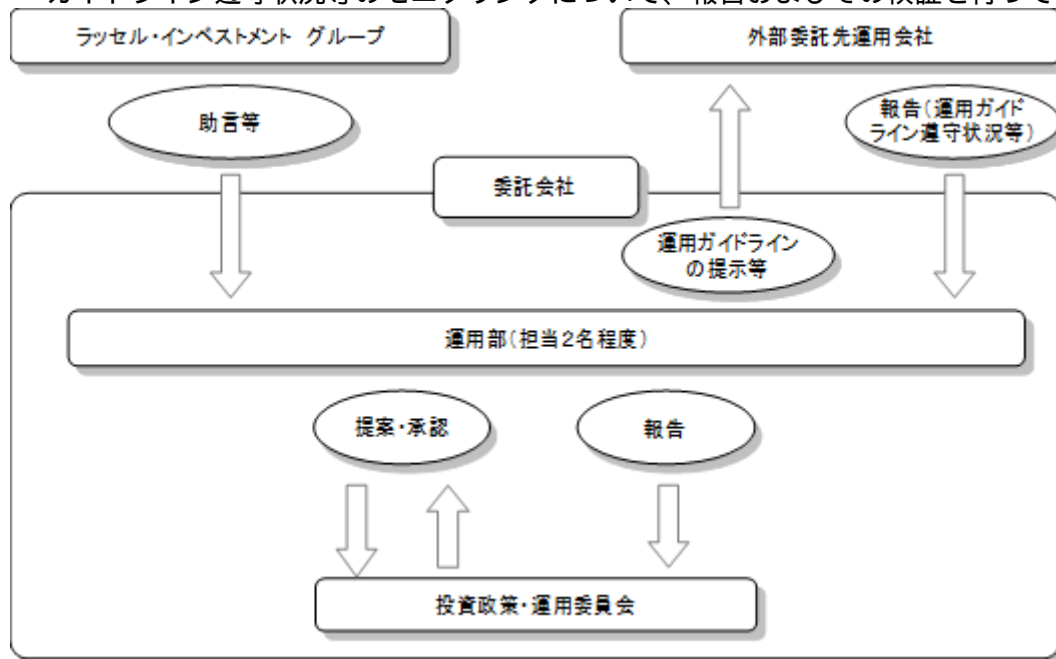
### (3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社  
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社  
オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。  
上記の体制等は2021年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

**(4)【分配方針】**

毎決算時（毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「一般コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**(5)【投資制限】**

信託約款による投資制限

(a) 株式への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

(b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(c) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(e) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(h)先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i)スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l)有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売

付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることが出来るものとします。

2. 上記1.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m)有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o)外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p)資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a)デリバティブ取引にかかる制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b)同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条、同法施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (c)信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

## （参考情報）ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの概要

### (1)マザーファンドの投資方針

#### 基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用方法

##### (a)投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

##### (b)投資態度

1. 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

### (2)マザーファンドの投資対象

#### 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

##### (a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

##### (b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、〃において同じ。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) マザーファンドの投資制限

#### 信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲



1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g)信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(h)先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。))に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## (l) 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

## (m) 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## (o) 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

## (4) マザーファンドで採用している運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2021年7月19日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ) 商号：フィエラ・キャピタル・インク《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース(成長)型の運用

(ロ) 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース(成長)型の運用

(ハ) 商号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュース（割安）型の運用

(二)商号：プジーナ・インベストメント・マネジメンツ・エル・エル・シー《米国》

[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュース（割安）型の運用

(ホ)商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用

(ヘ)商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメンツ（注））

4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。

5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメンツ」といいます。）。トランジション・マネジメンツを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメンツにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120 - 055 - 887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

#### 基準価額の変動リスク

##### (a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (c) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

##### (e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(d) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。

(e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

##### (f) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

#### 外部委託先運用会社の管理

- 外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- 委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- 外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。

- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

### ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

および のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

上記の体制等は2021年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 参考情報

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

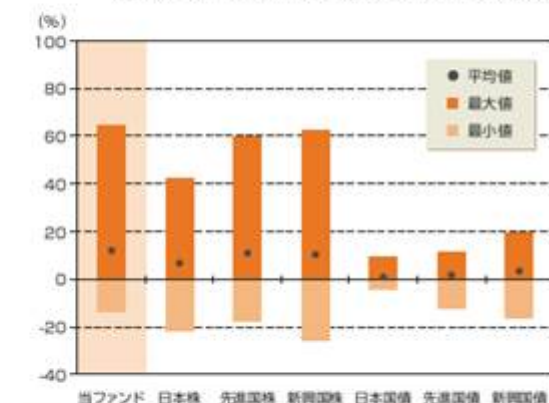
(2016年6月末～2021年5月末)



(注) 当ファンドの年間騰落率は、2017年6月末～2021年5月末です。

### 当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年6月末～2021年5月末)  
(当ファンド：2017年6月末～2021年5月末)



種別(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	12.0	6.7	11.0	10.3	0.8	1.8	3.4
最大値	64.4	42.1	59.8	62.7	9.3	11.4	19.2
最小値	-13.5	-22.0	-17.5	-26.0	-4.0	-12.3	-16.1

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項をご参照ください。

- 日本株 …… TOP I X (配当込み)
- 先進国株 …… MSC I KOKUSA I (配当込み)
- 新興国株 …… MSC I エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

## ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」 に用いた指数について

### ◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの高標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

### ◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### ◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

3.3%<sup>1</sup> (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料<sup>2</sup>となります。

1 消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### (2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.21%（税抜年1.10%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

信託報酬にかかる各支払先への配分は、次のとおりです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年0.935% (税抜 0.85%)	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年0.220% (税抜 0.20%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.055% (税抜 0.05%)	当ファンドの資産管理等の対価

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年0.11%（税抜 0.10%）の率を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

詳細は販売会社にお問い合わせください。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。



上記は2021年5月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は2021年5月末現在の運用状況です。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,035,357,466	100.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,514,993	0.15
合計(純資産総額)		1,033,842,473	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	25,216,582,660	57.02
	カナダ	1,259,559,703	2.85
	ブラジル	158,925,731	0.36
	ドイツ	1,504,185,005	3.40
	イタリア	282,593,570	0.64
	フランス	979,963,074	2.22
	オランダ	726,434,806	1.64
	スペイン	264,265,714	0.60
	ベルギー	85,659,545	0.19
	オーストリア	12,794,467	0.03
	ルクセンブルク	258,178,134	0.58
	フィンランド	169,768,850	0.38
	アイルランド	386,254,701	0.87
	イギリス	2,810,551,025	6.35
	スイス	2,139,481,455	4.84
	スウェーデン	118,110,948	0.27
	ノルウェー	213,448,513	0.48
	デンマーク	482,422,719	1.09
	ケイマン諸島	433,307,815	0.98
	オーストラリア	370,161,470	0.84
	バミューダ	113,883,825	0.26
	ニュージーランド	20,715,755	0.05
	香港	185,384,944	0.42
	シンガポール	303,182,713	0.69
	タイ	75,003,259	0.17
	韓国	982,544,865	2.22
	台湾	1,244,260,493	2.81
	中国	130,662,576	0.30
	インド	351,589,186	0.79
	イスラエル	156,098,970	0.35
	プエルトリコ	16,965,531	0.04
	ジャージー	62,338,689	0.14
	ガーンジー	121,280,278	0.27
小計		41,636,560,989	94.14
新株予約権証券	スイス	1,033,323	0.00
投資信託証券	アメリカ	186,846,987	0.42
	オーストラリア	74,011,998	0.17
	香港	5,926,922	0.01
	小計	266,785,907	0.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,321,686,786	5.25
合計(純資産総額)		44,226,067,005	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,742,662,019	6.20
		カナダ	431,456,472	0.98
		ドイツ	48,940,815	0.11
		スイス	13,929,436	0.03
		オーストラリア	546,175,350	1.23
		香港	40,986,204	0.09
		シンガポール	17,983,179	0.04
		フランス	8,654,984	0.02
	売建	アメリカ	2,709,630,185	6.13

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	234,095,475	4.2937	1,005,135,742	4.4228	1,035,357,466	100.15

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

## 投資有価証券種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.15
合計		100.15

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体 製造装置	439,293	2,416.20	1,061,424,139	2,336.98	1,026,623,348	2.32
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	35,926	28,618.82	1,028,159,814	27,404.87	984,547,604	2.23
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	18,076	37,694.57	681,367,084	38,474.79	695,470,413	1.57
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	2,578	252,202.13	650,177,110	264,692.82	682,378,104	1.54

5	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	128,519	4,811.87	618,417,800	5,127.98	659,043,787	1.49
6	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	18,173	33,606.31	610,727,595	36,081.40	655,707,369	1.48
7	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	34,511	17,807.46	614,553,335	18,576.88	641,106,706	1.45
8	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	41,292	14,725.40	608,041,283	13,677.19	564,758,678	1.28
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	2,148	250,554.64	538,191,367	258,687.85	555,661,515	1.26
10	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	62,747	7,952.11	498,971,172	8,639.20	542,084,485	1.23
11	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	13,517	42,386.01	572,931,821	39,577.26	534,965,834	1.21
12	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	11,385	42,974.96	489,269,937	45,212.33	514,742,482	1.16
13	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,372	373,122.53	511,924,117	353,764.16	485,364,432	1.10
14	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	59,538	8,255.76	491,531,439	7,881.84	469,268,990	1.06
15	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	29,435	13,251.61	390,061,347	13,546.63	398,745,325	0.90
16	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	44,623	8,665.55	386,682,927	8,642.50	385,654,385	0.87
17	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	39,951	9,950.84	397,546,073	9,235.20	368,955,731	0.83
18	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	各種金融	9,964	35,342.71	352,154,862	36,808.01	366,755,071	0.83
19	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	232,458	1,469.68	341,640,362	1,543.22	358,735,137	0.81
20	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	232,983	1,410.95	328,728,994	1,526.77	355,712,814	0.80
21	アメリカ	株式	HALLIBURTON CO	エネルギー	140,710	2,270.93	319,543,180	2,464.11	346,725,200	0.78
22	ドイツ	株式	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	自動車・自動車部品	32,255	10,350.13	333,843,721	10,249.83	330,608,383	0.75
23	アメリカ	株式	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	183,624	1,750.67	321,465,395	1,751.76	321,666,941	0.73
24	ドイツ	株式	BASF SE	素材	33,964	9,689.46	329,092,921	8,980.64	305,018,491	0.69
25	ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG	自動車・自動車部品	7,549	39,533.54	298,438,724	40,122.00	302,880,978	0.68
26	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	18,456	15,823.00	292,029,318	16,237.89	299,686,579	0.68
27	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	16,543	16,826.20	278,355,959	18,026.98	298,220,370	0.67
28	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	69,783	4,233.44	295,422,367	4,251.00	296,647,868	0.67
29	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	34,928	7,881.86	275,297,802	8,399.93	293,392,853	0.66

30	アメリカ	株式	AVNET INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	60,415	4,856.88	293,428,406	4,836.02	292,168,487	0.66
----	------	----	-----------	--------------------	--------	----------	-------------	----------	-------------	------

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況(参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

#### 投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	3.39
		素材	4.52
		資本財	6.36
		商業・専門サービス	0.59
		運輸	1.94
		自動車・自動車部品	3.72
		耐久消費財・アパレル	3.59
		消費者サービス	0.80
		メディア・娯楽	6.22
		小売	3.58
		食品・生活必需品小売り	2.11
		食品・飲料・タバコ	4.36
		家庭用品・パーソナル用品	1.06
		ヘルスケア機器・サービス	5.23
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.33
		銀行	9.36
		各種金融	5.18
		保険	2.53
		不動産	0.18
		ソフトウェア・サービス	8.84
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.03		
電気通信サービス	1.49		
公益事業	3.30		
半導体・半導体製造装置	4.41		
新株予約権証券	外国		0.00
投資信託証券	外国		0.60
合計			94.75

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
-------	-----	-------	----	-----------	----	-------------	------------	-----------------

株価指数 先物取引	シカゴ商業取引 所	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	59	1,350,442,054	1,360,703,498	3.08
	シカゴ商業取引 所	E-Mini Russ 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	111	1,369,823,714	1,381,958,521	3.12
	ニューヨーク先 物取引所	miniMSCI Emg 株価指数先物取引	2021年 6月	売建	335	2,479,137,616	2,501,987,431	5.66
	インターコンチ ネンタル取引所	FTSE 100 株価指数先物取引	2021年 6月	売建	19	206,208,900	207,642,754	0.47
	モントリオール 取引所	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	20	417,144,816	431,456,472	0.98
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	EURO STOXX 50 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	9	47,595,124	48,940,815	0.11
	シドニー先物取 引所	SPI 200 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	36	535,442,148	546,175,350	1.23
	ユーレックス・ チューリッヒ取 引所	SWISS MKT 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	1	13,452,049	13,929,436	0.03
	香港先物取引所	HANG SENG 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	2	40,487,669	40,986,204	0.09
	シンガポール取 引所	MSCI SING IX 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	6	17,775,681	17,983,179	0.04
	Euronext	CAC40 10 EUR 株価指数先物取引	2021年 6月	買建	1	8,380,751	8,654,984	0.02

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2021年5月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(2017年 4月18日)	9,548,316	9,548,316	1.1684	1.1684
2期	(2018年 4月18日)	543,442,425	543,442,425	1.3471	1.3471
3期	(2019年 4月18日)	754,072,325	754,072,325	1.4343	1.4343
4期	(2020年 4月20日)	668,395,751	668,395,751	1.2782	1.2782
5期	(2021年 4月19日)	967,153,999	967,153,999	2.0047	2.0047
	2020年 5月末日	734,078,598		1.3709	
	6月末日	738,090,190		1.3879	
	7月末日	751,996,028		1.4301	
	8月末日	764,247,419		1.5257	
	9月末日	733,018,198		1.4751	
	10月末日	711,872,599		1.4411	
	11月末日	789,710,788		1.6339	
	12月末日	789,072,618		1.6791	
	2021年 1月末日	806,030,755		1.7237	
	2月末日	843,075,802		1.8127	
	3月末日	922,866,509		1.9622	
	4月末日	993,900,825		2.0239	
	5月末日	1,033,842,473		2.0620	

#### 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	16.8
2期	15.3
3期	6.5
4期	10.9
5期	56.8

（注1）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

（注2）収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

## （参考情報）

## ■基準価額・純資産の推移（設定日(2016年6月13日)～2021年5月末）



※分配金再投資基準価額は1万円当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

## ■分配の推移

決算期	第1期 (2017年4月)	第2期 (2018年4月)	第3期 (2019年4月)	第4期 (2020年4月)	第5期 (2021年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。

## ■主要な資産の状況

## 組入上位10銘柄(マザーファンド)

順位	銘柄名	種類	業種	国/地域	比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	株式	半導体・半導体製造装置	台湾	2.3%
2	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	2.2%
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	スイス	1.6%
4	ALPHABET INC-CL C	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.5%
5	WELLS FARGO & CO	株式	銀行	アメリカ	1.5%
6	FACEBOOK INC-CLASS A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.5%
7	JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	1.4%
8	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.3%
9	ALPHABET INC-CL A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.3%
10	CITIGROUP INC	株式	銀行	アメリカ	1.2%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## ■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2015年まではベンチマークの年間収益率、2016年は当ファンドの設定日(6月13日)から年末までの収益率、2021年は5月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	16,248,534	8,076,063
2期	532,007,400	136,758,425
3期	293,514,128	171,181,389
4期	207,120,344	209,967,653
5期	153,630,050	194,098,959

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### 取得申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎで行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

#### 申込手数料

3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### 申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### その他

(a) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により

生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### 換金申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### 換金（解約）手数料

ありません。

### 信託財産留保額

ありません。

### 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

### 換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

### その他

(a)「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(b)当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金には制限があります。

(c)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。

(d)「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

#### 主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
-------	--------------------------------------

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日(委託会社の営業日)の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称(「ワールドプロ」)として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

信託契約締結日(2016年6月13日)から無期限とします。

ただし、後述の「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」による場合、信託を終了することがあります。

## (4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

## (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

(a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項(上記(a)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者(書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。)による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改等

##### (a) 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとし、

##### (b) マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとし、

(参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとし、

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ

(<https://www.russellinvestments.com/jp/>)に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- (b) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.russellinvestments.com/jp/>)に掲載します。
- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

##### 収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に応じて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### 償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

##### 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2020年4月21日から2021年4月19日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けておりません。

## 1【財務諸表】

## 【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2020年 4月20日現在	第5期 2021年 4月19日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	673,246,422	972,545,079
未収入金	76,704	541,919
流動資産合計	673,323,126	973,086,998
資産合計	673,323,126	973,086,998
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	76,704	541,919
未払受託者報酬	206,436	225,050
未払委託者報酬	4,335,054	4,726,030
その他未払費用	309,181	440,000
流動負債合計	4,927,375	5,932,999
負債合計	4,927,375	5,932,999
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	522,906,876	482,437,967
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	145,488,875	484,716,032
（分配準備積立金）	31,594,529	272,778,738
元本等合計	668,395,751	967,153,999
純資産合計	668,395,751	967,153,999
負債純資産合計	673,323,126	973,086,998

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第4期 自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	第5期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	63,603,397	368,637,403
<b>営業収益合計</b>	<b>63,603,397</b>	<b>368,637,403</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	407,963	429,272
委託者報酬	8,567,033	9,014,809
その他費用	707,851	836,467
<b>営業費用合計</b>	<b>9,682,847</b>	<b>10,280,548</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>73,286,244</b>	<b>358,356,855</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>73,286,244</b>	<b>358,356,855</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>73,286,244</b>	<b>358,356,855</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,339,755	52,922,666
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>228,318,140</b>	<b>145,488,875</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>83,335,480</b>	<b>91,845,062</b>
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,335,480	91,845,062
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>90,538,746</b>	<b>58,052,094</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,538,746	58,052,094
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>145,488,875</b>	<b>484,716,032</b>



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2021年4月18日が休日のため、信託約款第38条により、当計算期間末日を2021年4月19日としております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期	第5期
	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
1. 期首元本額	525,754,185円	522,906,876円
期中追加設定元本額	207,120,344円	153,630,050円
期中一部解約元本額	209,967,653円	194,098,959円
2. 計算期間末日における受益権の総数	522,906,876口	482,437,967口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期	第5期
自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
<b>分配金の計算過程</b> 2020年4月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,226,938円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(113,894,346円)及び分配準備積立金(27,367,591円)より分配対象収益は145,488,875円(1万口当たり2,782.28円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	<b>分配金の計算過程</b> 2021年4月19日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,623,005円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(238,776,362円)、信託約款に規定される収益調整金(211,937,294円)及び分配準備積立金(21,379,371円)より分配対象収益は484,716,032円(1万口当たり10,047.19円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。  親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li> <li>ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li> <li>上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。</li> </ul>
-------------------	--

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 2020年 4月20日現在	第5期 2021年 4月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	<p>有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第4期 2020年 4月20日現在	第5期 2021年 4月19日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	65,495,642	315,959,365
合 計	65,495,642	315,959,365

## (デリバティブ取引等に関する注記)

第4期 2020年 4月20日現在	第5期 2021年 4月19日現在
該当事項はありません。	同左

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第4期 自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	第5期 自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
該当事項はありません。	同左

## ( 1口当たり情報に関する注記 )

区 分	第4期 2020年 4月20日現在	第5期 2021年 4月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2782円 (12,782円)	2.0047円 (20,047円)

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

( 単位 : 円 )

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	226,510,406	972,545,079	-
合計		226,510,406	972,545,079	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	195,881,895	328,362,609
コール・ローン	2,345,296,756	1,342,790,604
株式	28,767,553,215	44,271,204,817
新株予約権証券	-	707,264
投資証券	382,463,374	245,652,894
派生商品評価勘定	742,044,010	132,260,831
未収入金	13,560,505	-
未収配当金	29,223,144	56,736,390
差入委託証拠金	503,382,944	445,528,229
流動資産合計	32,979,405,843	46,823,243,638
資産合計	32,979,405,843	46,823,243,638
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	401,400,137	111,983,968
未払解約金	9,722,836	23,261,128
未払利息	6,618	3,678
その他未払費用	1,661,668	929,156
流動負債合計	412,791,259	136,177,930
負債合計	412,791,259	136,177,930
純資産の部		
元本等		
元本	12,036,981,818	10,873,591,492
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	20,529,632,766	35,813,474,216
元本等合計	32,566,614,584	46,687,065,708
純資産合計	32,566,614,584	46,687,065,708
負債純資産合計	32,979,405,843	46,823,243,638

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
<p>1.本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 11,451,170,132円 期中追加設定元本額 3,555,002,101円 期中一部解約元本額 2,969,190,415円</p>	<p>1.本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 12,036,981,818円 期中追加設定元本額 2,870,206,276円 期中一部解約元本額 4,033,596,602円</p>
<p>元本の内訳 ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 2</p>	<p>元本の内訳 ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 2</p>

(適格機関投資家限定)	3,337,292,525円	(適格機関投資家限定)	2,883,165,698円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	
(適格機関投資家限定)	629,571,713円	(適格機関投資家限定)	488,749,636円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I	
- 4 A (為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)		- 4 A (為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	
	860,587,868円		638,661,114円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I	
- 4 B (為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)		- 4 B (為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	
	2,534,106,207円		1,602,698,616円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	
(DC向け)	4,200,584,936円	(DC向け)	4,869,510,466円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	
	248,843,623円		226,510,406円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定型	42,476,013円	安定型	22,998,888円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定成長型	112,676,933円	安定成長型	84,538,301円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
成長型	70,842,000円	成長型	56,758,367円
計	12,036,981,818円	計	10,873,591,492円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	12,036,981,818口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	10,873,591,492口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li> <li>ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li> <li>上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。</li> </ul>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左  有価証券 同左  デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	2,183,931,928	11,434,995,544
新株予約権証券	-	436,273
投資証券	70,706,194	27,365,201
合 計	2,254,638,122	11,462,797,018

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連（2020年 4月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,836,396,543	-	4,384,506,320	548,109,777
	売建	2,016,167,127	-	2,321,379,212	305,212,085
	合計	5,852,563,670	-	6,705,885,532	242,897,692

## 株式関連（2021年 4月19日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,872,032,120	-	3,947,564,189	75,532,069
	売建	2,976,025,798	-	3,019,966,056	43,940,258
	合計	6,848,057,918	-	6,967,530,245	31,591,811

## （注）1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

## 通貨関連（2020年 4月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	8,101,536,372	-	8,202,863,538	101,327,166
	米ドル	3,663,713,564	-	3,728,571,432	64,857,868
	カナダドル	595,249,647	-	601,379,344	6,129,697
	ユーロ	1,456,219,539	-	1,436,733,400	19,486,139
	英ポンド	606,848,554	-	625,524,636	18,676,082
	スイスフラン	116,460,762	-	116,224,680	236,082
	スウェーデンクローネ	291,137,269	-	288,675,660	2,461,609
	ノルウェークローネ	451,505,213	-	447,948,800	3,556,413
	オーストラリアドル	882,032,718	-	918,135,746	36,103,028
	香港ドル	38,369,106	-	39,669,840	1,300,734
	売建	5,898,935,871	-	5,902,516,856	3,580,985
	米ドル	1,483,767,300	-	1,498,941,600	15,174,300
	カナダドル	430,475,601	-	431,004,528	528,927
	ユーロ	660,895,127	-	654,366,600	6,528,527
	英ポンド	490,086,432	-	488,202,032	1,884,400
	スイスフラン	1,515,217,546	-	1,505,678,460	9,539,086
	スウェーデンクローネ	210,646,008	-	205,117,900	5,528,108
	ノルウェークローネ	700,639,230	-	709,020,000	8,380,770
	オーストラリアドル	387,513,561	-	389,822,996	2,309,435
	香港ドル	19,695,066	-	20,362,740	667,674
	合計	14,000,472,243	-	14,105,380,394	97,746,181

## 通貨関連（2021年 4月19日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益



市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	8,282,618,329	-	8,283,783,771	1,165,442
	米ドル	5,124,816,472	-	5,114,876,962	9,939,510
	カナダドル	642,976,370	-	647,128,604	4,152,234
	ユーロ	1,084,500,822	-	1,088,510,872	4,010,050
	英ポンド	121,522,280	-	120,826,072	696,208
	スイスフラン	371,410,391	-	375,596,940	4,186,549
	スウェーデンクローネ	24,813,250	-	24,929,000	115,750
	ノルウェークローネ	62,702,657	-	63,318,210	615,553
	オーストラリアドル	395,391,507	-	395,607,927	216,420
	ニュージーランドドル	435,037,223	-	433,568,800	1,468,423
	香港ドル	19,447,357	-	19,420,384	26,973
	売建	6,857,739,097	-	6,870,219,487	12,480,390
	米ドル	2,561,549,581	-	2,547,626,970	13,922,611
	カナダドル	99,127,229	-	98,944,020	183,209
	ユーロ	416,626,100	-	418,833,128	2,207,028
	英ポンド	1,058,632,723	-	1,054,563,954	4,068,769
	スイスフラン	2,169,689,959	-	2,189,190,230	19,500,271
	スウェーデンクローネ	66,527,843	-	66,897,100	369,257
	オーストラリアドル	231,162,453	-	234,732,400	3,569,947
	ニュージーランドドル	234,889,998	-	240,011,300	5,121,302
	香港ドル	19,533,211	-	19,420,385	112,826
	合計	15,140,357,426	-	15,154,003,258	11,314,948

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日	自 2020年 4月21日 至 2021年 4月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2020年 4月20日現在	2021年 4月19日現在
1口当たり純資産額	2.7055円	4.2936円
(1万口当たり純資産額)	(27,055円)	(42,936円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
株式  
次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES COMPANY	64,178	20.10	1,289,977.80	
	CHEVRON CORP	3,384	102.96	348,416.64	
	CONOCOPHILLIPS	1,868	51.09	95,436.12	
	EXXON MOBIL CORP	29,688	56.66	1,682,122.08	
	HALLIBURTON CO	154,549	20.69	3,197,618.81	
	KINDER MORGAN INC	14,464	16.54	239,234.56	
	NOV INC	100,973	13.24	1,336,882.52	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	816	287.48	234,583.68	
	AMCOR PLC	9,694	11.95	115,843.30	
	BARRICK GOLD CORP	12,370	22.23	274,985.10	
	EASTMAN CHEMICAL CO	1,714	114.94	197,007.16	
	INTERNATIONAL PAPER CO	2,088	57.37	119,788.56	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,172	107.55	233,598.60	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	578	351.57	203,207.46	
	NEWMONT CORP	9,527	65.41	623,161.07	
	NUCOR CORP	4,389	79.50	348,925.50	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	6,936	266.92	1,851,357.12	
	3M CO	1,636	198.58	324,876.88	
	AGCO CORP	709	151.88	107,682.92	
	ALLISON TRANSMISSION HOLDING	3,981	44.80	178,348.80	
	ATKORE INC	1,700	72.90	123,930.00	
	BOEING CO/THE	651	248.18	161,565.18	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,300	49.81	64,753.00	
	CARRIER GLOBAL CORP	32,289	43.88	1,416,841.32	
	CUMMINS INC	4,774	264.35	1,262,006.90	
	DEERE & CO	451	383.07	172,764.57	
	EATON CORP PLC	637	141.15	89,912.55	
	EMCOR GROUP INC	418	119.93	50,130.74	
	EMERSON ELECTRIC CO	910	92.20	83,902.00	
	GENERAL DYNAMICS CORP	1,988	184.47	366,726.36	
	GENERAL ELECTRIC CO	255,347	13.39	3,419,096.33	
	GRACO INC	15,917	75.13	1,195,844.21	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,186	232.11	275,282.46	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	761	208.06	158,333.66	
	ILLINOIS TOOL WORKS	389	224.03	87,147.67	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4,500	65.00	292,500.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	7,203	62.49	450,115.47	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	359	210.72	75,648.48	
	LOCKHEED MARTIN CORP	460	391.81	180,232.60	
	MASCO CORP	2,032	64.59	131,246.88	
	MIDDLEBY CORP	5,470	169.38	926,508.60	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	611	346.43	211,668.73	
	OTIS WORLDWIDE CORP	17,795	70.58	1,255,971.10	
	OWENS CORNING	1,165	97.09	113,109.85	
	PACCAR INC	2,521	94.92	239,293.32	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	4,559	78.22	356,604.98	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	793	265.85	210,819.05	
	SNAP-ON INC	746	235.52	175,697.92	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	6,490	205.38	1,332,916.20	
	TEXTRON INC	17,414	58.54	1,019,415.56	

WABTEC CORP	31,160	80.61	2,511,807.60
CACI INTERNATIONAL INC -CL A	384	260.45	100,012.80
LEIDOS HOLDINGS INC	1,314	101.21	132,989.94
WASTE MANAGEMENT INC	1,783	135.05	240,794.15
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3,382	100.76	340,770.32
CSX CORP	699	98.64	68,949.36
EXPEDITORS INTL WASH INC	1,929	111.23	214,562.67
UBER TECHNOLOGIES INC	42,559	60.35	2,568,435.65
UNION PACIFIC CORP	2,046	222.71	455,664.66
WERNER ENTERPRISES INC	1,735	48.10	83,453.50
FORD MOTOR CO	69,701	12.23	852,443.23
GENERAL MOTORS CO	21,275	58.71	1,249,055.25
LEAR CORP	14,336	182.25	2,612,736.00
DR HORTON INC	24,712	96.37	2,381,495.44
GARMIN LTD	978	140.60	137,506.80
KB HOME	3,123	49.66	155,088.18
LENNAR CORP-A	19,066	105.88	2,018,708.08
LENNAR CORP-B SHS	287	85.31	24,483.97
MERITAGE HOMES CORP	1,089	98.79	107,582.31
NEWELL BRANDS INC	79,369	26.76	2,123,914.44
NIKE INC -CL B	10,447	134.31	1,403,136.57
PULTEGROUP INC	8,195	54.22	444,332.90
PVH CORP	21,259	106.17	2,257,068.03
TAYLOR MORRISON HOME CORP	874	32.36	28,282.64
VF CORP	2,951	84.74	250,067.74
DARDEN RESTAURANTS INC	1,368	146.33	200,179.44
DOMINO'S PIZZA INC	1,167	394.83	460,766.61
MCDONALD'S CORP	276	233.08	64,330.08
TAL EDUCATION GROUP- ADR	24,964	59.36	1,481,863.04
VAIL RESORTS INC	224	319.79	71,632.96
ACTIVISION BLIZZARD INC	8,729	96.48	842,173.92
ALPHABET INC-CL A	2,414	2,282.75	5,510,558.50
ALPHABET INC-CL C	2,848	2,297.76	6,544,020.48
COMCAST CORP-CLASS A	8,951	55.11	493,289.61
DISCOVERY INC-A	5,936	37.34	221,650.24
ELECTRONIC ARTS INC	5,259	141.05	741,781.95
FACEBOOK INC-CLASS A	20,522	306.18	6,283,425.96
FOX CORP-CLASS A	7,186	37.94	272,672.77
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	24,258	30.60	742,294.80
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	3,068	45.50	139,594.00
NETFLIX INC	204	546.54	111,494.16
OMNICOM GROUP	4,320	79.65	344,088.00
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	3,208	292.02	936,800.16
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	3,147	178.80	562,683.60
WALT DISNEY CO/THE	9,078	187.26	1,699,946.28
ZILLOW GROUP INC - A	2,130	136.14	289,978.20
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	1,560	238.69	372,356.40
AMAZON.COM INC	1,530	3,399.44	5,201,143.20
AUTOZONE INC	1,250	1,495.84	1,869,800.00
BEST BUY CO INC	4,817	119.87	577,413.79
BOOKING HOLDINGS INC	178	2,476.90	440,888.20
CARMAX INC	729	129.97	94,748.13

COUPANG INC	4,012	45.90	184,150.80
DOLLAR GENERAL CORP	3,078	216.74	667,125.72
DOLLAR TREE INC	5,023	117.36	589,499.28
DOORDASH INC - A	1,928	149.49	288,216.72
EBAY INC	2,772	64.93	179,985.96
FARFETCH LTD-CLASS A	11,394	49.59	565,028.46
HOME DEPOT INC	3,058	328.08	1,003,268.64
LOWE'S COS INC	481	208.25	100,168.25
TARGET CORP	3,495	208.55	728,882.25
TJX COMPANIES INC	22,461	69.99	1,572,045.39
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	17,432	36.51	636,442.32
COSTCO WHOLESALE CORP	349	370.72	129,381.28
KROGER CO	21,601	37.11	801,613.11
SYSCO CORP	3,512	80.56	282,926.72
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	4,537	53.30	241,822.10
WALMART INC	7,109	140.61	999,596.49
ALTRIA GROUP INC	1,985	52.31	103,835.35
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	4,342	59.45	258,131.90
BUNGE LTD	2,141	83.62	179,030.42
CAMPBELL SOUP CO	4,487	49.40	221,657.80
COCA-COLA CO/THE	1,648	53.68	88,464.64
CONAGRA BRANDS INC	2,915	37.55	109,458.25
CONSTELLATION BRANDS INC-A	350	238.86	83,601.00
GENERAL MILLS INC	7,441	61.30	456,133.30
HERSHEY CO/THE	1,312	160.99	211,218.88
JM SMUCKER CO/THE	2,050	131.72	270,026.00
KRAFT HEINZ CO/THE	5,754	41.00	235,914.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	2,567	53.47	137,257.49
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	9,844	58.77	578,531.88
PEPSICO INC	20,247	144.16	2,918,807.52
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	2,958	92.91	274,827.78
TYSON FOODS INC-CL A	6,886	78.92	543,443.12
CLOROX COMPANY	1,622	190.73	309,364.06
COLGATE-PALMOLIVE CO	4,543	80.70	366,620.10
PROCTER & GAMBLE CO/THE	9,522	137.25	1,306,894.50
AMERISOURCEBERGEN CORP	875	119.69	104,728.75
ANTHEM INC	7,328	375.62	2,752,543.36
BECTON DICKINSON AND CO	8,538	260.94	2,227,905.72
CARDINAL HEALTH INC	5,017	61.31	307,592.27
CENTENE CORP	1,647	64.96	106,989.12
CIGNA CORP	10,147	252.57	2,562,827.79
CVS HEALTH CORP	5,400	75.88	409,752.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	285	89.02	25,370.70
HCA HEALTHCARE INC	8,913	196.93	1,755,237.09
HENRY SCHEIN INC	1,465	71.17	104,264.05
HOLOGIC INC	2,735	76.66	209,665.10
HUMANA INC	1,285	435.28	559,334.80
INTUITIVE SURGICAL INC	595	812.57	483,479.15
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	522	262.20	136,868.40
MCKESSON CORP	12,782	193.18	2,469,226.76
MEDTRONIC PLC	18,813	125.91	2,368,744.83
QUEST DIAGNOSTICS INC	2,065	130.11	268,677.15

UNITEDHEALTH GROUP INC	12,170	391.01	4,758,591.70
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	475	146.14	69,416.50
ABBVIE INC	2,415	107.91	260,602.65
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	878	163.68	143,711.04
AMGEN INC	6,906	255.71	1,765,933.26
BIOGEN INC	484	270.31	130,830.04
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	15,154	65.46	991,980.84
ELI LILLY & CO	4,183	189.25	791,632.75
GILEAD SCIENCES INC	9,286	66.87	620,954.82
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	528	168.90	89,179.20
JOHNSON & JOHNSON	37,746	162.24	6,123,911.04
MERCK & CO. INC.	16,212	77.47	1,255,943.64
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,195	1,282.33	1,532,384.35
PFIZER INC	75,858	38.57	2,925,843.06
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,312	502.60	659,411.20
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	451	492.92	222,306.92
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	4,014	219.39	880,631.46
VIATRIS INC	4,604	13.40	61,693.60
ZOETIS INC	528	167.63	88,508.64
BANK OF AMERICA CORP	34,839	39.15	1,363,946.85
CITIGROUP INC	69,823	72.45	5,058,676.35
HDFC BANK LTD-ADR	38,561	71.81	2,769,065.41
ICICI BANK LTD-SPON ADR	29,440	15.22	448,076.80
JPMORGAN CHASE & CO	17,489	153.30	2,681,063.70
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,955	178.86	349,671.30
POPULAR INC	1,894	72.80	137,883.20
TRUIST FINANCIAL CORP	5,936	57.84	343,338.24
US BANCORP	6,212	57.86	359,426.32
WELLS FARGO & CO	141,122	43.84	6,186,788.48
ALLY FINANCIAL INC	8,220	47.71	392,176.20
AMERIPRISE FINANCIAL INC	815	248.77	202,747.55
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	23,424	46.07	1,079,143.68
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	2,369	272.11	644,628.59
BLACKROCK INC	707	811.45	573,695.15
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	12,824	136.68	1,752,784.32
CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,912	104.72	619,104.64
CME GROUP INC	8,912	207.58	1,849,952.96
EQUITABLE HOLDINGS INC	30,932	33.70	1,042,408.40
FRANKLIN RESOURCES INC	3,635	30.05	109,231.75
GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,508	342.31	516,203.48
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	2,074	120.73	250,394.02
MOODY'S CORP	11,036	322.00	3,553,592.00
MORGAN STANLEY	18,341	78.59	1,441,419.19
MSCI INC	4,178	473.52	1,978,366.56
NORTHERN TRUST CORP	1,365	106.91	145,932.15
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,536	129.76	329,071.36
STATE STREET CORP	2,737	80.43	220,136.91
SYNCHRONY FINANCIAL	8,910	41.39	368,784.90
T ROWE PRICE GROUP INC	2,636	177.82	468,733.52
AFLAC INC	10,464	53.45	559,300.80
ALLSTATE CORP	7,541	122.20	921,510.20
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	629	119.42	75,115.18

AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	39,985	47.10	1,883,293.50
ARCH CAPITAL GROUP LTD	2,238	40.08	89,699.04
ARTHUR J GALLAGHER & CO	1,780	136.80	243,504.00
ASSURED GUARANTY LTD	3,669	45.65	167,489.85
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	2,398	55.45	132,969.10
CHUBB LTD	3,949	162.77	642,778.73
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,377	106.41	146,526.57
EVEREST RE GROUP LTD	412	262.10	107,985.20
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	2,842	44.63	126,838.46
GLOBE LIFE INC	1,079	104.41	112,658.39
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	4,447	66.25	294,613.75
LINCOLN NATIONAL CORP	860	65.01	55,908.60
METLIFE INC	6,246	63.07	393,935.22
PROGRESSIVE CORP	10,033	98.76	990,859.08
TRAVELERS COS INC/THE	3,744	155.95	583,876.80
CBRE GROUP INC - A	1,327	81.82	108,575.14
ACCENTURE PLC-CL A	1,085	286.96	311,351.60
ADOBE INC	4,919	525.08	2,582,868.52
AFFIRM HOLDINGS INC	940	69.72	65,536.80
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	4,198	105.96	444,820.08
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	1,080	109.78	118,562.40
AMDOCS LTD	15,540	76.11	1,182,749.40
AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,365	192.94	263,363.10
CADENCE DESIGN SYS INC	1,399	147.26	206,016.74
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,850	118.83	457,495.50
CITRIX SYSTEMS INC	4,320	140.50	606,960.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	27,040	80.62	2,179,964.80
EPAM SYSTEMS INC	2,416	446.04	1,077,632.64
GLOBANT SA	834	226.33	188,759.22
INTL BUSINESS MACHINES CORP	2,197	133.59	293,497.23
INTUIT INC	1,453	415.82	604,186.46
MASTERCARD INC - A	14,612	386.17	5,642,716.04
MICROSOFT CORP	40,132	260.74	10,464,017.68
NORTONLIFELOCK INC	21,608	21.62	467,164.96
ORACLE CORP	49,499	78.95	3,907,946.05
PAYPAL HOLDINGS INC	415	269.87	111,996.05
PROGRESS SOFTWARE CORP	1,483	45.48	67,446.84
SALESFORCE.COM INC	4,366	231.91	1,012,519.06
SERVICENOW INC	3,258	556.91	1,814,412.78
SHOPIFY INC - CLASS A	1,240	1,207.80	1,497,672.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	682	232.74	158,728.68
SQUARE INC - A	4,612	256.10	1,181,133.20
VERISIGN INC	735	208.16	152,997.60
VISA INC-CLASS A SHARES	7,717	226.41	1,747,205.97
WESTERN UNION CO	7,002	25.89	181,281.78
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	1,417	329.95	467,539.15
APPLE INC	45,627	134.16	6,121,318.32
ARROW ELECTRONICS INC	2,337	117.86	275,438.82
AVNET INC	66,362	44.25	2,936,518.50
CISCO SYSTEMS INC	30,443	52.80	1,607,390.40
DELL TECHNOLOGIES -C	1,121	101.42	113,691.82
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	201,680	15.95	3,216,796.00

HP INC	20,109	33.98	683,303.82
JUNIPER NETWORKS INC	4,225	26.01	109,892.25
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	2,283	145.40	331,948.20
NETAPP INC	1,923	77.71	149,436.33
SEAGATE TECHNOLOGY	1,771	82.07	145,345.97
AT&T INC	14,360	29.95	430,082.00
LIBERTY GLOBAL PLC- C	11,370	26.35	299,599.50
VERIZON COMMUNICATIONS INC	16,669	58.28	971,469.32
ALLIANT ENERGY CORP	3,320	56.16	186,451.20
AMEREN CORPORATION	3,461	84.24	291,554.64
AMERICAN ELECTRIC POWER	1,626	88.55	143,982.30
AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,609	160.12	257,633.08
CMS ENERGY CORP	3,368	64.08	215,821.44
CONSOLIDATED EDISON INC	7,395	78.21	578,362.95
DOMINION ENERGY INC	722	78.89	56,958.58
DTE ENERGY COMPANY	940	140.68	132,239.20
DUKE ENERGY CORP	1,259	100.67	126,743.53
EDISON INTERNATIONAL	41,437	61.36	2,542,574.32
ENTERGY CORP	1,048	106.64	111,758.72
EVERGY INC	1,448	63.29	91,643.92
EVERSOURCE ENERGY	3,019	89.69	270,774.11
EXELON CORP	6,324	46.16	291,915.84
FIRSTENERGY CORP	2,861	35.69	102,109.09
MDU RESOURCES GROUP INC	1,732	32.85	56,896.20
NEXTERA ENERGY INC	7,663	80.94	620,243.22
NRG ENERGY INC	8,012	38.68	309,904.16
OGE ENERGY CORP	3,560	33.47	119,153.20
PINNACLE WEST CAPITAL	1,502	84.90	127,519.80
PPL CORP	6,134	29.14	178,744.76
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	7,707	63.35	488,238.45
SEMPRA ENERGY	1,041	138.14	143,803.74
SOUTHERN CO/THE	1,772	65.01	115,197.72
UGI CORP	4,703	44.02	207,026.06
VISTRA CORP	19,090	17.80	339,802.00
WEC ENERGY GROUP INC	5,967	96.96	578,560.32
XCEL ENERGY INC	5,069	70.37	356,705.53
APPLIED MATERIALS INC	1,969	133.73	263,314.37
BROADCOM INC	249	478.79	119,218.71
INTEL CORP	32,624	64.75	2,112,404.00
LAM RESEARCH CORP	247	643.71	158,996.37
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	3,246	95.13	308,791.98
MICRON TECHNOLOGY INC	44,146	90.66	4,002,276.36
NVIDIA CORP	301	636.50	191,586.50
QORVO INC	254	192.27	48,836.58
QUALCOMM INC	1,671	138.21	230,948.91
SKYWORKS SOLUTIONS INC	589	189.76	111,768.64
TEXAS INSTRUMENTS INC	5,210	191.93	999,955.30
XILINX INC	881	128.64	113,331.84
米ドル 計	3,320,423		265,516,405.12 (28,851,012,580)
カナダドル			
CANADIAN NATURAL RESOURCES	3,911	38.54	150,729.94
ENBRIDGE INC	8,540	46.63	398,220.20

PAREX RESOURCES INC	3,710	22.69	84,179.90
PEMBINA PIPELINE CORP	8,244	36.92	304,368.48
SUNCOR ENERGY INC	50,021	26.14	1,307,548.94
TC ENERGY CORP	4,298	59.58	256,074.84
B2GOLD CORP	30,630	6.38	195,419.40
BARRICK GOLD CORP	7,517	27.81	209,047.77
CENTERRA GOLD INC	5,098	11.91	60,717.18
FRANCO-NEVADA CORP	4,375	171.52	750,400.00
NUTRIEN LTD	3,321	70.05	232,636.05
THOMSON REUTERS CORP	2,174	115.81	251,770.94
MAGNA INTERNATIONAL INC	3,952	119.40	471,868.80
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	1,793	194.39	348,541.27
ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	7,330	41.47	303,975.10
EMPIRE CO LTD 'A'	7,779	39.59	307,970.61
METRO INC/CN	1,499	58.87	88,246.13
BANK OF MONTREAL	2,348	114.82	269,597.36
BANK OF NOVA SCOTIA	4,672	77.59	362,500.48
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	3,449	124.80	430,435.20
NATIONAL BANK OF CANADA	1,424	87.92	125,198.08
ROYAL BANK OF CANADA	6,210	118.49	735,822.90
TORONTO-DOMINION BANK	11,467	82.88	950,384.96
GREAT-WEST LIFECO INC	2,763	34.94	96,539.22
IA FINANCIAL CORP INC	1,275	68.70	87,592.50
INTACT FINANCIAL CORP	1,205	163.44	196,945.20
MANULIFE FINANCIAL CORP	10,737	26.97	289,576.89
SUN LIFE FINANCIAL INC	6,196	65.36	404,970.56
CGI INC	2,413	108.86	262,679.18
CONSTELLATION SOFTWARE INC	235	1,898.08	446,048.80
OPEN TEXT CORP	1,252	62.33	78,037.16
SHOPIFY INC - CLASS A	188	1,510.34	283,943.92
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	5,092	60.58	308,473.36
ALTAGAS LTD	5,159	21.44	110,608.96
ATCO LTD -CLASS I	2,205	41.97	92,543.85
CANADIAN UTILITIES LTD-A	2,653	34.28	90,944.84
EMERA INC	2,360	56.80	134,048.00
FORTIS INC	3,383	55.04	186,200.32
カナダドル 計	230,878		11,664,807.29 (1,012,855,216)
ユーロ			
NESTE OYJ	4,233	49.67	210,253.11
REPSOL SA	6,927	10.35	71,708.30
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	78,422	16.44	1,289,571.36
TENARIS SA	6,776	9.16	62,108.81
TOTAL SE	10,143	37.95	384,926.85
AKZO NOBEL N.V.	2,204	101.80	224,367.20
ARCELORMITTAL	48,295	25.22	1,218,241.37
ARKEMA	856	104.60	89,537.60
BASF SE	37,477	72.45	2,715,208.65
CRH PLC	3,229	40.46	130,645.34
EVONIK INDUSTRIES AG	8,777	30.62	268,751.74
HEIDELBERGCEMENT AG	1,248	80.44	100,389.12
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	2,724	41.78	113,808.72
STORA ENSO OYJ-R SHS	4,691	16.77	78,668.07



UPM-KYMMENE OYJ	9,161	32.21	295,075.81
VOESTALPINE AG	2,594	37.34	96,859.96
BOUYGUES SA	3,068	34.81	106,797.08
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	1,795	53.22	95,529.90
HOCHTIEF AG	663	78.36	51,952.68
SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,700	137.50	233,750.00
SIEMENS AG-REG	3,952	145.96	576,833.92
SIGNIFY NV	2,782	44.78	124,577.96
VINCI SA	2,363	90.65	214,205.95
DEUTSCHE POST AG-REG	5,894	48.58	286,359.99
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	16,654	88.38	1,471,880.52
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	36,008	77.39	2,786,659.12
FAURECIA	64	48.39	3,096.96
MICHELIN (CGDE)	13,694	124.50	1,704,903.00
NOKIAN RENKAAT OYJ	1,808	31.69	57,295.52
STELLANTIS NV	19,390	15.24	295,581.16
STELLANTIS NV	3,771	15.26	57,553.00
VOLKSWAGEN AG	8,100	295.60	2,394,360.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	376	245.05	92,138.80
HERMES INTERNATIONAL	902	1,026.50	925,903.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2,142	630.00	1,349,460.00
MONCLER SPA	15,200	51.50	782,800.00
BOLLORE	29,766	4.20	125,076.73
D' IETEREN SA/NV	592	86.05	50,941.60
CARREFOUR SA	14,027	15.14	212,368.78
COLRUYT SA	8,176	48.98	400,460.48
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	33,886	22.59	765,484.74
DANONE	2,549	59.57	151,843.93
HEINEKEN NV	12,079	92.34	1,115,374.86
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,002	98.92	99,117.84
UNILEVER PLC	23,024	48.00	1,105,267.12
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	1,633	63.38	103,499.54
FRESENIUS SE & CO KGAA	2,458	38.45	94,522.39
BAYER AG-REG	2,683	54.00	144,882.00
ORION OYJ-CLASS B	1,408	35.34	49,758.72
SANOFI	2,271	85.01	193,057.71
BANCO DE SABADELL SA	484,649	0.46	225,507.17
BNP PARIBAS	28,324	52.90	1,498,339.60
FINECOBANK SPA	4,698	14.34	67,392.81
ING GROEP NV	255,540	10.55	2,697,480.24
INTESA SANPAOLO	55,003	2.29	126,259.38
DEUTSCHE BOERSE AG	1,534	147.60	226,418.40
ALLIANZ SE-REG	1,161	218.75	253,968.75
ASR NEDERLAND NV	2,235	38.35	85,712.25
ASSICURAZIONI GENERALI	4,672	17.12	79,984.64
HANNOVER RUECK SE	721	157.10	113,269.10
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,281	258.90	331,650.90
NN GROUP NV	2,752	42.46	116,849.92
SAMPO OYJ-A SHS	4,539	40.69	184,691.91
VONOVIA SE	1,831	58.68	107,443.08
ATOS SE	2,430	60.72	147,549.60

	DASSAULT SYSTEMES SE	356	191.45	68,156.20
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	8,590	16.12	138,505.16
	ELISA OYJ	1,717	48.40	83,102.80
	ORANGE	20,028	10.35	207,289.80
	PROXIMUS	10,441	18.55	193,680.55
	ENAGAS SA	4,897	18.35	89,859.95
	ENDESA SA	13,696	22.24	304,599.04
	ENEL SPA	154,990	8.65	1,342,058.41
	ENGIE	8,313	12.40	103,097.82
	FORTUM OYJ	9,104	22.56	205,386.24
	IBERDROLA SA	40,584	11.58	470,165.64
	NATURGY ENERGY GROUP SA	10,158	20.92	212,505.36
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	30,386	15.02	456,397.72
	UNIPER SE	5,487	30.29	166,201.23
	ユーロ計	1,673,754		35,876,940.68 (4,663,643,518)
英ポンド	BP PLC	20,364	3.02	61,692.73
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	49,881	14.12	704,718.76
	BHP GROUP PLC	10,951	22.39	245,247.64
	JOHNSON MATTHEY PLC	4,978	31.86	158,599.08
	MONDI PLC	3,909	19.77	77,300.47
	RIO TINTO PLC	13,401	60.54	811,296.54
	DCC PLC	1,141	64.48	73,571.68
	FERGUSON PLC	1,814	93.44	169,500.16
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	6,276	121.30	761,278.80
	TRAVIS PERKINS PLC	110,451	16.59	1,832,934.34
	INTERTEK GROUP PLC	15,174	60.98	925,310.52
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	1,219	46.10	56,195.90
	PERSIMMON PLC	3,552	32.01	113,699.52
	TAYLOR WIMPEY PLC	33,741	1.90	64,428.43
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	15,794	52.14	823,499.16
	PEARSON PLC	11,642	8.16	95,091.85
	WPP PLC	8,218	9.78	80,372.04
	BOOHOO GROUP PLC	20,685	3.57	73,907.50
	SAINSBURY (J) PLC	590,236	2.48	1,467,916.93
	TESCO PLC	500,853	2.31	1,161,227.68
	WM MORRISON SUPERMARKETS	49,355	1.80	89,061.09
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	8,080	29.01	234,400.80
	DIAGEO PLC	34,895	32.30	1,127,108.50
	FEVERTREE DRINKS PLC	6,194	23.61	146,240.34
	IMPERIAL BRANDS PLC	11,755	15.82	185,964.10
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	2,907	66.61	193,635.27
	UNILEVER PLC	14,924	41.64	621,435.36
	GLAXOSMITHKLINE PLC	8,300	13.46	111,751.20
	BARCLAYS PLC	428,122	1.89	809,921.19
	HSBC HOLDINGS PLC	226,509	4.27	968,212.72
	NATWEST GROUP PLC	543,111	1.99	1,083,778.00
	STANDARD CHARTERED PLC	100,187	4.94	494,923.78
	3I GROUP PLC	32,423	12.57	407,557.11
	SCHRODERS PLC	1,343	36.21	48,630.03
	ST JAMES'S PLACE PLC	4,082	13.43	54,821.26
	AVIVA PLC	24,065	4.11	99,003.41

	RSA INSURANCE GROUP PLC	8,629	6.83	58,936.07
	BT GROUP PLC	57,382	1.54	88,569.11
	VODAFONE GROUP PLC	900,176	1.35	1,216,857.91
	DRAX GROUP PLC	6,071	4.07	24,721.11
	英ポンド 計	3,892,790		17,823,318.09 (2,676,349,444)
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	97	842.00	81,674.00
	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	9,435	58.44	551,381.40
	ABB LTD-REG	2,053	30.69	63,006.57
	GEBERIT AG-REG	2,361	613.60	1,448,709.60
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,072	285.70	1,163,370.40
	ADECCO GROUP AG-REG	1,004	65.16	65,420.64
	SGS SA-REG	55	2,705.00	148,775.00
	NESTLE SA-REG	32,007	108.70	3,479,160.90
	NOVARTIS AG-REG	16,912	80.87	1,367,673.44
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	20,364	309.20	6,296,548.80
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	73,859	9.90	731,204.10
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	194	1,321.00	256,274.00
	UBS GROUP AG-REG	103,961	14.81	1,540,182.21
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	469	473.30	221,977.70
	SWISS RE AG	1,230	90.64	111,487.20
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,166	381.60	444,945.60
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,322	103.90	137,355.80	
SWISSCOM AG-REG	1,241	479.30	594,811.30	
	スイスフラン 計	271,802		18,703,958.66 (2,207,815,280)
スウェーデン クローネ	LUNDIN ENERGY AB	1,143	272.60	311,581.80
	BOLIDEN AB	7,182	340.50	2,445,471.00
	SKANSKA AB-B SHS	3,705	232.10	859,930.50
	VOLVO AB-B SHS	7,764	216.50	1,680,906.00
	SECURITAS AB-B SHS	5,248	149.50	784,576.00
	ICA GRUPPEN AB	1,489	408.30	607,958.70
	NORDEA BANK ABP	10,991	87.90	966,108.90
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	8,363	108.35	906,131.05
	KINNEVIK AB - B	3,043	480.65	1,462,617.95
	スウェーデンクローネ 計	48,928		10,025,281.90 (128,824,872)
ノルウェー クローネ	NORSK HYDRO ASA	24,221	56.74	1,374,299.54
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,269	442.10	1,003,124.90
	AUSTEVOLL SEAFOOD ASA	4,637	104.30	483,639.10
	MOWI ASA	3,592	204.00	732,768.00
	ORKLA ASA	47,959	82.06	3,935,515.54
	DNB ASA	6,018	186.40	1,121,755.20
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	3,301	196.80	649,636.80
	TELENOR ASA	29,392	153.90	4,523,428.80
	ノルウェークローネ 計	121,389		13,824,167.88 (178,746,490)
デンマーク クローネ	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	952	15,300.00	14,565,600.00
	DSV PANALPINA A/S	8,578	1,310.00	11,237,180.00
	CARLSBERG AS-B	719	1,057.00	759,983.00
	デンマーククローネ 計	10,249		26,562,763.00 (464,317,097)

オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	3,081	47.57	146,563.17
	BLUESCOPE STEEL LTD	2,957	20.94	61,919.58
	NEWCREST MINING LTD	18,683	27.72	517,892.76
	RIO TINTO LTD	4,962	118.88	589,882.56
	SOUTH32 LTD	118,452	2.88	341,141.76
	BRAMBLES LTD	30,841	10.59	326,606.19
	AURIZON HOLDINGS LTD	27,523	3.95	108,715.85
	QANTAS AIRWAYS LTD	16,749	5.18	86,759.82
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	3,365	37.12	124,908.80
	WESFARMERS LTD	8,398	55.64	467,264.72
	COLES GROUP LTD	8,988	15.56	139,853.28
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	5,941	87.99	522,748.59
	ASX LTD	2,076	72.10	149,679.60
	TELSTRA CORP LTD	194,138	3.43	665,893.34
	AGL ENERGY LTD	5,796	9.19	53,265.24
オーストラリアドル 計		451,950		4,303,095.26 (360,814,537)
ニュージ ランドドル	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION	8,932	33.50	299,222.00
ニュージ ランドドル 計		8,932		299,222.00 (23,177,736)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	31,000	63.75	1,976,250.00
	MTR CORP	13,000	44.15	573,950.00
	TENCENT HOLDINGS LTD	4,300	632.00	2,717,600.00
	MEITUAN-B	36,100	290.20	10,476,220.00
	WH GROUP LTD	45,500	6.77	308,035.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	88,500	27.30	2,416,050.00
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	894,877	6.54	5,852,495.58
	IND & COMM BK OF CHINA-H	352,552	5.44	1,917,882.88
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	61,500	20.15	1,239,225.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	12,500	48.20	602,500.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	34,000	35.15	1,195,100.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,000	119.30	715,800.00
	LENOVO GROUP LTD	510,000	10.82	5,518,200.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	33,000	47.10	1,554,300.00
	CLP HOLDINGS LTD	63,500	76.25	4,841,875.00
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	147,000	7.67	1,127,490.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	12,500	46.80	585,000.00
	香港ドル 計		2,345,829	
シンガポ ールドル	WILMAR INTERNATIONAL LTD	300,700	5.47	1,644,829.00
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	11,921	29.00	345,709.00
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	37,400	26.14	977,636.00
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	69,000	10.35	714,150.00
	VENTURE CORP LTD	11,500	20.39	234,485.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	76,300	2.55	194,565.00
シンガポ ールドル 計		506,821		4,111,374.00 (334,912,526)
タイパー ツ	KASI KORN BANK PCL-NVDR	106,300	134.50	14,297,350.00
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOREIGN	102,800	104.50	10,742,600.00
タイパー ツ 計		209,100		25,039,950.00 (87,139,026)
韓国ウォ ン	POSCO	8,835	343,500.00	3,034,822,500.00

	NAVER CORP	1,464	391,500.00	573,156,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	26,762	36,900.00	987,517,800.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	65,286	83,900.00	5,477,495,400.00	
	SK HYNIX INC	7,959	137,500.00	1,094,362,500.00	
	韓国ウォン 計	110,306		11,167,354,200.00 (1,086,583,563)	
新台幣ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	541,000	123.50	66,813,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	506,293	610.00	308,838,730.00	
	新台幣ドル 計	1,047,293		375,652,230.00 (1,440,551,171)	
イスラエル シェケル	ICL GROUP LTD	22,165	21.11	467,903.15	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	117,450	23.15	2,718,967.50	
	イスラエルシェケル 計	139,615		3,186,870.65 (105,594,728)	
オフショア 元	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	14,065	167.00	2,348,855.00	
	オフショア元 計	14,065		2,348,855.00 (39,087,765)	
	合計	14,404,124		44,271,204,817 (44,271,204,817)	

株式以外の有価証券  
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
新株予約 権証券	スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-CW	14,614.00	5,991.74		
		スイスフラン 計	14,614.00	5,991.74 (707,264)		
新株予約権証券合計				707,264 (707,264)		
投資証券	米ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	474	89,969.94		
		CROWN CASTLE INTL CORP	1,141	204,946.42		
		EQUINIX INC	351	248,557.14		
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,520	102,448.00		
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	2,020	97,990.20		
		PROLOGIS INC	2,018	227,146.08		
		PUBLIC STORAGE	1,853	494,380.40		
		米ドル 計	9,377	1,465,438.18 (159,234,512)		
		オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	5,660	77,485.40	
	GOODMAN GROUP		41,123	778,869.62		
	オーストラリアドル 計	46,783	856,355.02 (71,805,368)			
	香港ドル	LINK REIT	13,900	1,045,280.00		
	香港ドル 計	13,900	1,045,280.00 (14,613,014)			
投資証券合計				245,652,894 (245,652,894)		
合計				246,360,158 (246,360,158)		

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 306銘柄	99.5%	-	64.7%
	投資証券 7銘柄	-	0.5%	0.4%
カナダドル	株式 38銘柄	100.0%	-	2.3%
ユーロ	株式 79銘柄	100.0%	-	10.5%
英ポンド	株式 40銘柄	100.0%	-	6.0%
スイスフラン	株式 18銘柄	100.0%	-	5.0%
	新株予約権証券 1銘柄	-	0.0%	0.0%
スウェーデンクローネ	株式 9銘柄	100.0%	-	0.3%
ノルウェークローネ	株式 8銘柄	100.0%	-	0.4%
デンマーククローネ	株式 3銘柄	100.0%	-	1.0%
オーストラリアドル	株式 15銘柄	83.4%	-	0.8%
	投資証券 2銘柄	-	16.6%	0.2%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.1%
香港ドル	株式 17銘柄	97.7%	-	1.4%
	投資証券 1銘柄	-	2.3%	0.0%
シンガポールドル	株式 6銘柄	100.0%	-	0.8%
タイバーツ	株式 2銘柄	100.0%	-	0.2%
韓国ウォン	株式 5銘柄	100.0%	-	2.4%
新台湾ドル	株式 2銘柄	100.0%	-	3.2%
イスラエルシェケル	株式 2銘柄	100.0%	-	0.2%
オフショア元	株式 1銘柄	100.0%	-	0.1%

#### 4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

#### 5. 新株予約権証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

以下は2021年5月末現在の当ファンドの現況です。

資産総額	1,035,755,864 円
負債総額	1,913,391 円
純資産総額( - )	1,033,842,473 円
発行済口数	501,381,596 口
1口当たり純資産額( / )	2.0620 円

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの現況

以下は2021年5月末現在のマザーファンドの現況です。

### 純資産額計算書

資産総額	44,600,896,686 円
負債総額	374,829,681 円
純資産総額( - )	44,226,067,005 円
発行済口数	9,999,601,265 口
1口当たり純資産額( / )	4.4228 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2021年5月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5カ年における主な資本の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

##### (2)会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の仕事の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセラーを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は2021年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2021年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	32本	152,045,029,223円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	32本	152,045,029,223円

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (2019年12月31日現在)	第23期 (2020年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	1,315,970	1,166,384
前払費用	88,677	44,207
未収委託者報酬	345,451	319,860
未収運用受託報酬	1,721,224	1,809,040
未収投資助言報酬	263,750	241,699
未収入金	2 373	-
未収還付法人税等	27,111	-
その他流動資産	78,831	161,039
<b>流動資産合計</b>	<b>3,841,390</b>	<b>3,742,231</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物付属設備	85,920	193,041
器具備品	34,938	49,674
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1 120,858</b>	<b>242,715</b>
<b>投資その他の資産</b>		
長期差入保証金	71,479	192,056
繰延税金資産	-	55,112
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>71,479</b>	<b>247,168</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>192,338</b>	<b>489,884</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,033,728</b>	<b>4,232,115</b>

(単位：千円)

	第22期 (2019年12月31日現在)	第23期 (2020年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	36,971	116,769
<b>未払金</b>		
未払手数料	40,405	43,367
未払委託調査費	582,870	636,955
未払委託計算費	6,752	6,839

その他未払金	2	260,667	427,969
未払金合計		890,695	1,115,132
未払費用		32,705	41,223
未払消費税等		107,319	170,356
未払法人税等		5,253	33,749
前受金		59,904	58,773
賞与引当金		536,222	471,930
リース債務		-	3,240
流動負債合計		1,669,072	2,011,174
固定負債			
資産除去債務		37,460	39,081
長期未払金		911,360	969,842
長期未払費用		1,063	8,435
長期リース債務		-	8,102
固定負債合計		949,883	1,025,461
負債合計		2,618,956	3,036,636
純資産の部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		13,685	13,685
資本剰余金合計		13,685	13,685
利益剰余金			
利益準備金		108,814	108,814
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		802,272	582,978
利益剰余金合計		911,086	691,792
株主資本合計		1,414,772	1,195,478
純資産合計		1,414,772	1,195,478
負債純資産合計		4,033,728	4,232,115

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,186,168	1,057,846
運用受託報酬	6,004,849	5,893,355
投資助言報酬	619,974	596,632
その他収益	1,026,725	532,590
営業収益合計	8,837,718	8,080,425
営業費用		
支払手数料	150,550	156,431
広告宣伝費	2,465	1,742
調査費		
委託調査費	4,874,207	4,496,599
図書費	1,552	1,522

調査費合計	4,875,759	4,498,121
委託計算費	72,436	71,826
業務委託費	403,730	244,392
営業雑経費		
通信費	9,358	10,545
印刷費	10,337	9,421
協会費	11,391	10,926
営業雑経費合計	31,087	30,893
営業費用合計	5,536,029	5,003,408
一般管理費		
給料		
役員報酬	49,302	48,829
給料・手当	1,086,767	1,075,334
賞与	3,947	7,516
賞与引当金繰入額	536,222	471,930
給料合計	1,676,239	1,603,610
福利厚生費	162,577	162,591
交際費	9,437	2,000
寄付金	313	275
旅費交通費	30,440	5,831
租税公課	23,758	27,937
不動産賃借料	45,971	87,460
退職給付費用	155,951	150,467
消耗器具備品費	409,930	349,365
事務委託費	10,227	5,124
修繕費	3,272	3,882
水道光熱費	4,666	4,143
会議費用	1,011	1,340
固定資産減価償却費	26,552	27,743
諸経費	129,020	286,147
一般管理費合計	2,689,371	2,717,921
営業利益又は営業損失( )	612,317	359,095
営業外収益		
受取利息	42	15
為替差益	4,145	24,781
その他営業外収益	3,193	2,733
営業外収益合計	7,383	27,530
営業外費用		
支払利息	1	-
営業外費用合計	1	-
経常利益又は経常損失( )	619,699	386,626
特別利益		
資産除去債務戻入益	-	37,460
受取補償金	-	90,434
特別利益合計	-	127,894
特別損失		
割増退職金	67,371	55,043
固定資産除却損	1	85,317
特別損失合計	67,371	140,361
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	552,328	374,159
法人税、住民税及び事業税	96,301	148,565

法人税等調整額	263,403	55,112
法人税等合計	359,704	93,453
当期純利益又は当期純損失（ ）	192,623	280,706

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	1,222,149
当期変動額									
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772

(単位:千円)

第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	500,000	500,000	500,000	500,000
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	280,706	280,706	280,706	280,706
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	219,293	219,293	219,293	219,293
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478

## 注記事項

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

## (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

## (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

## (1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

## (2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

## (1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

## (2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

## (貸借対照表関係)

第22期	第23期
2019年12月31日現在	2020年12月31日現在

*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	148,925千円	建物付属設備	5,224千円
器具備品	152,202千円	器具備品	18,390千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
該当事項はありません。		その他未払金	83,267千円

## ( 損益計算書関係 )

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	*1 固定資産除却損
	器具備品
	建物付属設備
	10,910千円
	74,407千円
	85,317千円

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日								
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項								
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項	2. 配当に関する事項								
(1)配当金支払額	(1)配当金支払額								
該当事項はありません。									
	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日			
	2020年 7月23日 取締役会	普通 株式	100,000 千円	2,933.41円	2020年 6月30日	2020年 7月28日			
	2020年 11月24日 株主総会	普通 株式	400,000 千円	11,733.64円	2019年 12月31日	2020年 12月4日			
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの	(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの								
該当事項はありません。	同左								

## ( リース取引関係 )

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
--	--



注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左
---------------------------------	----

## (金融商品関係)

第22期 2019年12月31日現在				第23期 2020年12月31日現在			
1. 金融商品の状況に関する事項							
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。							
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。							
2. 金融商品の時価等に関する事項 2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)				2. 金融商品の時価等に関する事項 2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)			
	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額		貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額
(1) 預金	1,315,970	1,315,970	-	(1) 預金	1,166,384	1,166,384	-
(2) 未収委託者報酬	345,451	345,451	-	(2) 未収委託者報酬	319,860	319,860	-
(3) 未収運用受託報酬	1,721,224	1,721,224	-	(3) 未収運用受託報酬	1,809,040	1,809,040	-
(4) 未収投資助言報酬	263,750	263,750	-	(4) 未収投資助言報酬	241,699	241,699	-
(5) 未払金	(890,695)	(890,695)	-	(5) 未払金	(1,111,007)	(1,111,007)	-
( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。  (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、並びに(5) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。  (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、並びに(5) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1) 預金	1,315,970	-	-	(1) 預金	1,166,384	-	-
(2) 未収委託者報酬	345,451	-	-	(2) 未収委託者報酬	319,860	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,721,224	-	-	(3) 未収運用受託報酬	1,809,040	-	-
(4) 未収投資助言報酬	263,750	-	-	(4) 未収投資助言報酬	241,699	-	-

## (有価証券関係)

第22期	第23期
------	------

2019年12月31日現在	2020年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

## (デリバティブ取引関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (単位：千円)	2. 退職一時金制度 (単位：千円)
(1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表	(1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表
長期未払金の当期首残高 892,434	長期未払金の当期首残高 911,360
退職給付費用 107,886	退職給付費用 103,176
退職給付の支払額等 89,801	退職給付の支払額等 45,394
その他 840	その他 700
長期未払金の当期末残高 911,360	長期未払金の当期末残高 969,842
(2) 退職給付費用 (単位：千円)	(2) 退職給付費用 (単位：千円)
簡便法で計算した退職給付費用 107,886	簡便法で計算した退職給付費用 103,176
3. 確定拠出制度 (単位：千円)	3. 確定拠出制度 (単位：千円)
確定拠出制度への要拠出額 48,065	確定拠出制度への要拠出額 47,290

## (ストック・オプション等関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

## (税効果会計関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 185,797	未払費用 201,731

賞与引当金	164,191	賞与引当金	144,505
資産除去債務	38,754	資産除去債務	1,482
長期未払金	279,016	長期未払金	296,965
長期未払費用	325	長期未払費用	2,583
その他	3,758	その他	14,323
繰延税金資産合計	671,843	繰延税金資産合計	661,590
評価性引当額	671,843	評価性引当額	606,477
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	55,112
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.22%	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.57%
住民税均等割	0.02%	住民税均等割	0.04%
評価性引当額の増減	30.33%	評価性引当額の増減	10.17%
その他	0.09%	その他	0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.97%
3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 同左	

## (資産除去債務関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高	37,355
時の経過による調整額	104
当期末残高	37,460
	当期首残高
	37,460
	有形固定資産の取得に伴う増加額
	38,045
	時の経過による調整額
	1,036
	資産除去債務の履行による減少額
	37,460
	当期末残高
	39,081

## (セグメント情報等)

第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
--

1. セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2. 関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
（単位：千円）					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,186,168	6,004,849	619,974	1,026,725	8,837,718
(2)地域ごとの情報					
<p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p>					
(3)主要な顧客ごとの情報					
（単位：千円）					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（ ）	4,015,511		投資一任業・投資助言業		
（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

## 第23期

（自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日）

1. セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2. 関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
（単位：千円）					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計

外部顧客への営業収益	1,057,846	5,893,355	596,632	532,590	8,080,425
<p>(2)地域ごとの情報            営業収益            本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。            有形固定資産            本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p> <p>(3)主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（ ）	4,167,769		投資一任業・投資助言業		
B社（ ）	857,651		投資一任業・投資助言業		
<p>（ ）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。</p> <p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報            該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報            該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報            該当事項はありません。</p>					

（関連当事者情報）

第22期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,723,065	未払金	235,330

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（2,176,732千円）及びその他収益の受取り（496,248千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## 第23期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,448,655	未払金	325,472

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（1,952,288千円）及びその他収益の受取り（16,359千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	41,501.09円	1株当たり純資産額	35,068.31円
1株当たり当期純利益	5,650.43円	1株当たり当期純利益	8,234.27円
損益計算書上の当期純利益	192,623千円	損益計算書上の当期純利益	280,706千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	192,623千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	280,706千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載してありません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載してありません。	

## (重要な後発事象)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは見積りの公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2021年3月末現在)	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2021年3月末現在)	(c)事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	

#### (3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

#### <参考：投資助言会社>

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

フィエラ・キャピタル・インク  
 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク  
 サンダース・キャピタル・エル・エル・シー  
 ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー  
 ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー

## 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

##### 《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額：10,000百万円（2021年3月末現在）  
 事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。  
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

#### (3)外部委託先運用会社



委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

<参考：投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

### 3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2)交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について  
「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。  
金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。  
交付目論見書の使用開始日を記載します。  
委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。  
受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。  
請求目論見書の入手方法を記載します。  
届出の効力に関する事項について記載します。  
以下の事項を記載します。
  - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
  - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3)交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5)請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6)請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (7)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。
- (10)目論見書の表紙に登録商標または商標登録申請中であることを示す文言または記号を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2021年3月19日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2020年4月21日から2021年4月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2021年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。